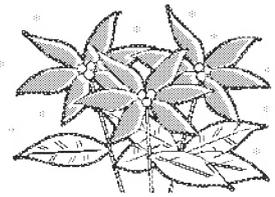


社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

いとしご増刊

きずな 絆

第94号 12月号
発行2005年 12月10日



購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

発行人：社団法人日本自閉症協会
編集人：社団法人日本自閉症協会 奈良支部
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005 大和郡山市矢田山町 84-10

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

障害者自立支援法の成立に伴う緊急要望書

2005年11月30日

厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

日本障害フオーラム代表 小川 榮一

障害者自立支援法の成立に伴う緊急要望書

書

平素より、障害保健福祉分野に強い関心をお持ちいただき、またその施策の増進にご尽力いただいていることに対し、心より敬意を表します。

さて、障害者自立支援法の成立が成った今、私どもの最大の関心事は、装いも新たとなる各種事業にどの程度の予算が確保されるのか、また関連する政令や省令、実施要綱等がどのように形づくられていくのか、これらに集まっています。つきましては、下記の諸点につきまして特段の配慮をいただきたく、ここに緊急に要望するものです。障害のある人びとの「自立支援」を名実ともに実質化させていくためにも、何卒よろしくお願いたします。

記

I. いわゆる「三位一体政策」に関する要望事項

障害保健福祉施策は、障害者自立支援法の成立に伴って抜本的な転換が図られようとしている。こうした折に、支援費(障

害保健福祉サービス事業関連費)ならびに施設整備等に関する負担金・補助金が「三位一体」に組み込まれることは絶対に容認できない。障害者自立支援法に伴う基幹的な施策については、国の財政責任で遂行されるべきである。

II. 平成18年度政府予算案編成に関する要望事項

1、自立支援給付(義務的経費)に要する費用について、必要かつ十分な財源を確保すること(介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具等)。

2、裁量的経費である地域生活支援事業(市町村が実施主体となる裁量的経費)については、財源面での不安定さが懸念され、その重要性からみて予算確保にあたって特段の配慮をはかること(相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・日常生活用具、地域活動支援センター等)。

3、地域生活を支援するための物的ならびに人的なサービス基盤について、これを飛躍的に拡充するための法的な根拠を備えた特別の策を講ずること

4、附則で明記された「障害者の範囲」(第三条1項)ならびに「所得の確保」(第三条3項)の検討については、予算確保を含めて速やかに検討体制を整えること。

III. 国会での附帯決議等に関する要望事項

衆議院での「附帯決議に関する申し合わせ」(10月28日)ならびに参議院での「附帯決議」(10月13日)、衆議院・参議院での政府答弁については、これらを確実にかつ速やかに具体化すること。

IV. 政令、省令等に関する要望事項

1、利用者負担について
(1) 障害福祉サービス及び自立支援医療の利用者負担の上限を決める際の所得の認定にあたっては、障害者の自立の観点から、生計を一にする世帯の所得ではなく、障害者本人の所得のみとすること。

(2) 障害福祉サービス及び自立支援医療、補装具の複合利用にあたっては、その合計負担額が過剰とならないよう、何らかの軽減策を講ずること。

(3) 就労関連事業の利用にあたっては、就労意欲の増長の観点から、現行の支援費制度と同程度以上の工賃控除を行なうこと(現行の工賃控除は年額288,000円)。

(4) 自治体の代理支払制度、委任払い制度等を導入し、利用者の便宜を図ること。

2、新規事業・施設制度について

(1) 各種新規事業の職員配置基準(報酬基準)については、現行の同類事業の水準を下回らないこと。

(2) 事業所側による利用者の「逆選択」を防止する観点から、報酬単価を日割計算方式とするのではなく、現行どおり月

<p>割計算方式を原則とすること。</p> <p>(3) グループホームへのホームヘルパーの導入にあたっては、事業所に対する補助金の加算制度を設けること。また、グループホームならびにケアホームの設置場所については、地域生活の推進という観点から医療機関・入所施設の敷地内での設置を認めないこと。</p> <p>3、自立支援医療について</p> <p>(1) 医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生する者への月ごとの負担上限の範囲については、法の施行前に適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。</p> <p>(2) 「重度かつ継続」の範囲の検討に当たっては、国際基準に沿うものとし、とくに当事者団体の意見を尊重すること。</p> <p>(3) 自立支援医療のうち育成医療については、国会答弁を踏まえて、適切な水準を制度化すること。</p> <p>4、障害程度区分について</p> <p>(1) 障害程度の認定にあたっては、障害の特性ならびに環境因子等を十分に配慮すること。</p> <p>(2) 障害程度区分については、社会生活を主体とした調査項目とするよう、さらなる改善を図ること。また、施行後も実施状況をみながら早い段階での見直しを行うこと。</p> <p>(3) 調査員や医師等に対し、定期的な研修の実施やガイドラインを提示すること。</p>	<p>(4) 知的障害者ならびに精神障害者の障害認定にあたっては、本人の状況を勘案した上で成年後見人又は本人を良く知る者の同席も可能とすること。</p> <p>5、市町村審査会について</p> <p>(1) 審査会には、障害保健福祉分野についての知識と経験を有する障害当事者を積極的に登用すること。</p> <p>(2) 二次判定において、障害実態を的確に把握するために、環境要因やサービス利用状況（試行事業で言う概況調査）を積極的に活用するとともに、医師の意見は最小に留めること。</p> <p>(3) 審査会において二次判定ならびに「非定型のサービス利用者に対する審査」についての検討が行われる際に、本人が希望する場合は審査会に出席できるものとする。</p> <p>(4) 二次判定ならびに「非定型のサービス利用者に対する審査」にあたっては、一次判定以上に個人情報に関与してくることを鑑み、個人情報保護の観点からの手続き規定を設けること。具体的には、「非定型の支給決定」について市町村が審査会に意見を求める場合は、本人の意志確認（同意書方式など）と提出資料の本人への開示を義務づけること。</p> <p>6、重度障害者の介護保障について</p> <p>(1) 重度訪問介護の報酬基準については、サービス提供者を確保するという観点</p>	<p>点から現行基準をさらに引き上げることを。</p> <p>(2) 重度障害者等包括支援の基準単価は、支援内容の複雑さ等に鑑み、身体介護並みの時間単価とすること。</p> <p>(3) 在宅系の重度訪問介護・居宅介護・通所介護における市町村での予算執行にあたっては、障害程度区分間の流用を弾力的に行なえるようにすること。</p> <p>(4) 地域生活が立ち行きにくい一人暮らしの重度障害者に対して、特別な在庫補助基準を設けること。</p> <p>7、補装具・日常生活用具について</p> <p>視覚障害者ならびに聴覚障害者、盲ろう者の社会参加を進めるため、日常生活用具給付事業の対象の拡充を図ること。とくに、通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を推進すること。</p> <p>8、移動介護について</p> <p>(1) 地域生活支援事業における移動介護の支給決定に際しては、当事者もしくは関係者からの利用意向を十分聴取し、支援費の支給決定で使われている勘案事項を踏まえて決定すること。</p> <p>(2) 利用者の便宜を図る観点から、サービス決定の期間（量）を月単位とするのではなく、年単位とすること。</p> <p>(3) 視覚障害者や盲ろう者等、比較的数量の少ない障害者に対しても適切なサービスが供給できるよう、確実な体制整備</p>
<p>をを図ること。</p> <p>(4) サービス提供事業者の指定に当たっては、適正さと質を担保する観点からの方策を講ずること。</p> <p>9、コミュニケーション支援について</p> <p>(1) 手話通訳と要約筆記ならびに触手話、指点字等を同格と位置づけ、その質と量を確保するための必要な体制整備を図ること（地域生活支援事業に関するガイドライン作成にあたって、この点を留意すること）。</p> <p>(2) 聴覚障害者情報提供施設をコミュニケーション支援事業に位置づけること。</p> <p>10、相談支援事業所について</p> <p>市町村の相談支援事業の推進にあたっては、市町村障害者生活支援事業、障害児（者）療育等支援事業、精神障害者地域生活支援事業を中核として展開すること。</p> <p>11、小規模作業所について</p> <p>新たな事業体系への移行を希望する小規模作業所に対して、障害者基本法の関連条項をも配慮しながら、スムーズな移行が図られるよう必要な措置を講じることを。</p> <p>連絡先 日本障害フォーラム事務局 (財)日本リハビリテーション協会内 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 TEL 03-5292-7628 FAX 03-5292-7630</p>	<p>と。</p> <p>(2) 重度障害者等包括支援の基準単価は、支援内容の複雑さ等に鑑み、身体介護並みの時間単価とすること。</p> <p>(3) 在宅系の重度訪問介護・居宅介護・通所介護における市町村での予算執行にあたっては、障害程度区分間の流用を弾力的に行なえるようにすること。</p> <p>(4) 地域生活が立ち行きにくい一人暮らしの重度障害者に対して、特別な在庫補助基準を設けること。</p> <p>7、補装具・日常生活用具について</p> <p>視覚障害者ならびに聴覚障害者、盲ろう者の社会参加を進めるため、日常生活用具給付事業の対象の拡充を図ること。とくに、通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を推進すること。</p> <p>8、移動介護について</p> <p>(1) 地域生活支援事業における移動介護の支給決定に際しては、当事者もしくは関係者からの利用意向を十分聴取し、支援費の支給決定で使われている勘案事項を踏まえて決定すること。</p> <p>(2) 利用者の便宜を図る観点から、サービス決定の期間（量）を月単位とするのではなく、年単位とすること。</p> <p>(3) 視覚障害者や盲ろう者等、比較的数量の少ない障害者に対しても適切なサービスが供給できるよう、確実な体制整備</p>	<p>をを図ること。</p> <p>(4) サービス提供事業者の指定に当たっては、適正さと質を担保する観点からの方策を講ずること。</p> <p>9、コミュニケーション支援について</p> <p>(1) 手話通訳と要約筆記ならびに触手話、指点字等を同格と位置づけ、その質と量を確保するための必要な体制整備を図ること（地域生活支援事業に関するガイドライン作成にあたって、この点を留意すること）。</p> <p>(2) 聴覚障害者情報提供施設をコミュニケーション支援事業に位置づけること。</p> <p>10、相談支援事業所について</p> <p>市町村の相談支援事業の推進にあたっては、市町村障害者生活支援事業、障害児（者）療育等支援事業、精神障害者地域生活支援事業を中核として展開すること。</p> <p>11、小規模作業所について</p> <p>新たな事業体系への移行を希望する小規模作業所に対して、障害者基本法の関連条項をも配慮しながら、スムーズな移行が図られるよう必要な措置を講じることを。</p> <p>連絡先 日本障害フォーラム事務局 (財)日本リハビリテーション協会内 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 TEL 03-5292-7628 FAX 03-5292-7630</p>



青木佳史様からのメールです

11月10日に鳥取で行われた日弁連主催の人権擁護大会のシンポジウム第2分科会は、各地から多数のご参加(約800名)をいただき、盛会のうちに終わることができました。ありがとうございました。さて、このシンポジウムに向けて、全国から組織された実行委員会30余名が、実態調査やアンケート結果も踏まえ、高齢者や障がいのある人の「地域で暮らす権利」が基本的人権であることを前提に、その実現のために必要な施策や支援のあり方について基調報告書を作成しております。また、別冊で、実践調査報告と全国の地域生活支援センター1000カ所のアンケート調査のまとめも作りました。この報告書は、目次にありますように、法律家の視点ですから不十分な点は多々あるとしても、現時点における地域生活支援の課題につき、総合的に検討したもので、弁護士会の到達点と今後の各地での支援の視点を示すものとして、ご参考に値するものになったと思います。

このたび、残部はあまりありませんが、基調報告書と別冊の1セット20000円で、有償頒布することになりました。申し込み要領は下記のとおりですので、ご活用いただけますようご案内いたします。

48回人権擁護大会シンポジウム第2分

科会実行委員会事務局長 弁護士 青木 佳 史

大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号酒井家ビル5階 (TEL 06-6633-7621)

FAX 06-6633-0494

k3802@skyblue.ocn.ne.jp <http://www.kizugawa-law.jp/>

【第48回人権擁護大会シンポジウム第2分科会 基調報告書の申込について】

本報告書は、当連合会が11月10日に鳥取市で開催した、第48回人権擁護大会シンポジウム第2分科会

「いつまでもこの地域で暮らしたい」高齢者・障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らすために」の基調報告書として作成されたものです。ご希望の方には1部2000円でお分けしております。なお、別途送料をご負担頂きますのでご了承ください(1部の場合315円)。お支払いは、報告書と共にお送りする振込用紙でお振り込みください。ご購入をご希望の場合には、以下の4点を明記の上、

ootsukat@nichibenren.or.jp お申し込みください

1. 希望部数
2. お名前
3. 郵便番号・ご住所
4. 備考(例:請求書の宛先など)ご指定がある場合)

※ ご注文頂いてから発送までに1〜2週間かかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

日本弁護士連合会 人権第二課 大塚智 一 (OHTSUKA Tomokadun)
TEL: 03-3580-9508 (直通) FAX: 03-3580-2866 (日弁連内共通) E-mail: ootsukat@nichibenren.or.jp URL: <http://www.nichibenren.or.jp>

目 次

- はじめに
- 第1章 要介護高齢者や障がいのある人の「地域で暮らす権利」の確立
- 第1節 日本における「地域で暮らす権利」の保障のために
- 第1 はじめに
- 第2 要介護高齢者や障がいのある人の「地域で暮らす権利」とは
- 第3 いまなぜ要介護高齢者や障がいのある人の「地域で暮らす権利」の確立なのか
- 第4 要介護高齢者や障がいのある人が「地域で暮らす権利」と「当事者主権」
- 第5 「地域で暮らす権利」の保障のための法律制度などの基盤整備
- 第6 「地域で暮らす権利」の保障と地域社会・家族の役割
- 第2節 日本や各国における「地域で暮らす権利」を実現するための実践

- 第1 スウェーデン
- 第2 イギリス
- 第3 日本における「地域で暮らす権利」を実現する実践

- 第2章 要介護高齢者や障がいのある人の地域生活支援はなぜ進まないか(何が困難の要因なのか、日弁連実施のアンケートなど現場の声から考える)
- 第1節 要介護高齢者について
- 第1 はじめに
- 第2 要介護高齢者が地域で暮らすことを阻む要因
- 第3 地域で暮らすために特に不足している支援は何か
- 第2節 障がいのある人の場合
- 第1 地域で暮らす権利の現状
- 第2 地域で暮らすために不足している支援
- 第3 精神保健福祉法、心神喪失者医療観察法と障害者自立支援法案
- 第3章 地域で暮らす権利の保障に必要な支援
- 第1節 どのような「住まい」が必要か
- 第1 「地域で暮らす権利」における「住まい」確保の重要性
- 第2 住まい確保の阻害要因ごとの検討
- 第3 住まい確保の支援等の実践
- 第4 まとめ

<p>第2節 地域で暮らすためにどのような福祉サービスが必要か</p> <p>第1 要介護高齢者について</p> <p>第2 障がいのある人</p> <p>第3節 地域で生活するために必要な医療サービス</p> <p>第1 地域医療体制の必要性</p> <p>第2 在宅医療を中心とした地域医療体制の整備</p> <p>第3 在宅医療機関と福祉サービス機関との連携</p> <p>第4 医療的ケア（「医療行為」）についての医療職と介護職の適切な役割分担</p> <p>第5 終末期における在宅医療</p> <p>第6 精神障がいのある人の医療のあり方</p> <p>第4節 障がいのある人の雇用や社会参加の場の支援と権利擁護</p> <p>第1 障がいのある人の働く権利の意味</p> <p>第2 障がいのある人の就労の現状</p> <p>第3 日本における障がいのある人の雇用施策の問題点</p> <p>第4 障がいのある人が地域の中で仕事をするために必要な視点</p> <p>第5節 地域生活を送るために必要な経済的保障の課題</p> <p>第1 はじめに</p> <p>第2 現状の認識</p> <p>第3 所得保障の制度</p> <p>第4 現実的改革の方向性</p>	<p>第5 まとめ</p> <p>第6節 地域で暮らすために当事者の力をどう支援していくのか</p> <p>第1 検討の視点</p> <p>第2 自立観の転換と当事者の取組み（自立生活運動、自立生活センター）</p> <p>第3 当事者主権にもとづいた当事者自身の取組みの実践例</p> <p>第4 当事者主権の視点からの支援のあり方</p> <p>第7節 判断能力が不十分な当事者への権利擁護のあり方</p> <p>第1 判断能力が十分でない人が地域で暮らすための法的支援の必要性</p> <p>第2 成年後見制度について</p> <p>第3 地域福祉権利擁護事業について</p> <p>第4 地域における総合的な権利擁護システムと成年後見制度等の活用</p> <p>第5 今後の展望と課題</p>	<p>第4章 リスク編</p> <p>第1節 在宅における高齢者虐待、障がいのある人への虐待を防止・救済するために何が必要か</p> <p>第1 はじめに</p> <p>第2 高齢者・障がいのある人への虐待の現状と特徴</p> <p>第3 虐待の予防、発見、関与・介入（各問題点・課題と対策について）</p> <p>第4 今後の課題</p> <p>第2節 消費者被害や多重債務の被害と</p>
<p>第5章 高齢者・障がいのある人の地域</p> <p>第1 高齢者・障がいのある人の消費被害・多重債務について</p> <p>第2 消費者被害・多重債務の要因について</p> <p>第3 消費者被害救済のための現行法上の諸制度について</p> <p>第4 消費者被害事例と解決例の検討</p> <p>第5 消費者被害や多重債務被害と予防・見守りの方策</p> <p>第3節 支援を要する高齢者・障がいのある人の地域生活とリスク（事故や事件の被害者や加害者になってしまいうリスク）</p> <p>第1 地域生活実現とリスク</p> <p>第2 具体例</p> <p>第3 事故や事件の原因とリスク回避の方法について</p> <p>第4 まとめ</p> <p>第4節 震災等災害時における支援</p> <p>第1 基本的立場</p> <p>第2 緊急救命期における対応</p> <p>第3 避難救援期における対応</p> <p>第4 生活再建期における対応</p> <p>第5 「災害弱者」に関する情報収集と個人情報保護</p> <p>第6 弁護士会の活動</p> <p>第7 まとめ―災害復興に当事者主権の視点を</p>	<p>予防・見守りの方策</p> <p>第1 高齢者・障がいのある人の消費被害・多重債務について</p> <p>第2 消費者被害・多重債務の要因について</p> <p>第3 消費者被害救済のための現行法上の諸制度について</p> <p>第4 消費者被害事例と解決例の検討</p> <p>第5 消費者被害や多重債務被害と予防・見守りの方策</p> <p>第3節 支援を要する高齢者・障がいのある人の地域生活とリスク（事故や事件の被害者や加害者になってしまいうリスク）</p> <p>第1 地域生活実現とリスク</p> <p>第2 具体例</p> <p>第3 事故や事件の原因とリスク回避の方法について</p> <p>第4 まとめ</p> <p>第4節 震災等災害時における支援</p> <p>第1 基本的立場</p> <p>第2 緊急救命期における対応</p> <p>第3 避難救援期における対応</p> <p>第4 生活再建期における対応</p> <p>第5 「災害弱者」に関する情報収集と個人情報保護</p> <p>第6 弁護士会の活動</p> <p>第7 まとめ―災害復興に当事者主権の視点を</p>	<p>生活を支えるための総合的な相談・支援体制</p> <p>第1 はじめに</p> <p>第2 当事者主権の確立という観点に立った相談・支援体制</p> <p>第3 従来、設置され運用されてきた相談・支援機関の限界</p> <p>第4 地域包括支援センター・司法支援センターの設置構想について</p> <p>第5 各弁護士会の設置している支援センターについて</p> <p>第6 総合的な相談・支援体制の整備の必要性について</p> <p>第6章 まとめ</p> <p>―地域で暮らす権利の確立された地域社会と当事者主権の実現のために</p>



赤目の森・高校生以上の 支援者体験旅行

今年の独立行政法人福祉医療機構の助成事業の1つ、高校生以上の支援者体験旅行が無事終了いたしました。赤目の森への1泊旅行、それぞれにいろんな思いで参加された事と思います。今回の旅行では帝塚山大学の学生さんや、養護学校の先生がた、事業所の職員の方にも参加いただけ、皆様の力を合わせての体験をさせてもらいました。療育キャンプは毎年

いろんな助成を受けて続けてこられました。年齢の高い自閉症の人たちにもこのような機会を継続することが大切だと実感させてもらいました。今回は事前準備と参加される方の事前情報の大切さをさらに痛感致しましたが、是非また次の機会への反省を込めて、次ぎへとつなげていけたらと思っております。

参加者の木村君の母と支援者参加のひまわりの家の田中さんに感想を頂きました。いい思い出の1つとしていただければ 有り難いです。

高校生以上の支援者体験旅行

(エコ・リゾート赤目の森)に参加して

・・・木村 将人・母 由子

「参加できてよかったー！」本当にこの一言につきます。前日まで、「行けるか

なあ・キャンセルした方がいいかなあ」と悩んでいたのですから。中学部から二階堂養護学校に通い、この春より高等部になりました。俗に言う「思春期の嵐」が彼を襲ったのか、状態がガタツと悪くなり、特に基本的な生活習慣(食事・排泄)におかしな「こだわり」があらわれて、親である私のほうがパニック状態になるような始末で・・・

申し込みした時は「秋にはいい方向にいつてるかも・・・」と呑気に考えていました。しかし、彼の状態は最悪。わずかにとれていたコミュニケーションも全くとれないし、とにかく何も受け入れてくれないのです。何事にも時間がかかり、次の行動へもスムーズに移れない、そんな彼にキャンプをどう伝えるか?を考えました。参加する1週間前にカレンダーに赤ペンで(彼の予定は赤ペンと決めます)10月29日に、天理・バス・赤目・お母さんとおとまりと書きました。

書いていたら気になるのですね。前日はお泊りで「いや」をだしました。前日はお泊りリュックをみせました(触ってます、荷物もチェック)。当日の朝、リュックの上に2日間のスケジュールを乗せておきました。時間がかかりながらも、家を出られ首にはスケジュールがかかっています(行くって決めたやん！でも顔は緊張・・・)。バスも自分で席を決め、一

人で座りました(まあ、いつまでも隣の隣もうつとおしいやろね)。

2日間、色々心配もありハラハラ・ドキドキでしたが、かわいいボランティアの先生についていただき、彼なりにのんびり!と過ごせたと思います。大好きなお母さんと一緒に歌もたくさん聴いたし、近くを散策してちょっぴり歩き、疲れたらお部屋の大きな炬燵でリラククス。スケジュールもお守りの様にいつも持つて見えました。

今回のキャンプは目的地までバスで行けた事、無事に帰れた事、ただそれだけでも私達親子にとつてはとても意義のあるものとなりました。ただ、目の前の我が子と接するのに精一杯で、成人部の保護者の皆様とお話できないのが残念でした。これからは、成人部会にもお邪魔して、アドバイスをいただきたいのでお願いいたします。

一緒に参加してくださったボランティアの皆様、お世話いただいた役員さんのおかげで無事にキャンプを過ごすことができました。今はしんどいことが多くて、かなりめげる時もありますが、参加できたことを励みにし、子供と日々向きあっていたいと思います。色んな気付きも与えていただきました。本当にありがとうございました。

赤目の森 自閉症の人の支援旅行に参加して

ひまわりの家 田中 永里子

10月29〜30日、支援旅行に参加させていただきました。ありがとうございます。私は、今年の四月からホームヘルプの仕事を通して、知的障害のある方と関わり始め、また一人暮らしを始めて、「地域環境の中に溶け込んで、家族と一緒に安心して暮らす」、というスタイルが、人にとってプラスの原動力なのだなあと、その大事さを実感しています。しかし、障害があるということで、当たり前のスタイルで生活することが、家族や本人にとってパワフルな毎日となってしまうている・・・そんな社会の現状も目の当たりにします。その中で、私に出来ることは何なのか?その人たちとどう関わってあげたいのか?と、まず対応に意識がいつてしまい、焦ることの多い毎日でした。

今回、宿泊し2日間一緒に過ごせる機会をいただいたことは、自閉症のある方との関わりはあまりなく、ドキドキ不安な気持ちもありました。でも、ご飯を食べたり、寝たり、お風呂に入ったり、遊んだり・・・と一緒にできることは、とても楽しみで、せっかくのチャンス、たくさんの人と関わる中で、めいっぱい感じ

ることをしたいなあと思つて参加しまし
た。

1日目の天候はあいにくの雨でした。赤
目の滝散策の予定がなくなってしまうな
ど、突然の予定変更で、しんどくなる方
も多いのでは？と思いました。何か、しっ
かり次の見通しを伝えて動くのか？と予
想していましたが・・・フリーの時間、
みんなでこたつに入つて、ほのぼのお茶
を飲んでのんびり過ごした、あの時間は、
新鮮な衝撃的でした。今まで、自分の中
のぴりぴり構えていたものがほどけたよ
うに、本当に『わあ、いいなあ』感じま
した。同じ空間・時間を一緒に気持ちに
なつて過ごす、ということ、頭では分
かっているつもりでも、どうしても支援
という視点を前に出してしまつていまし
た。本人さんたちは、いつでも素直に向
き合つて下さっているのに、こちらが壁
を作つてしまつていたのだなあと思つて
せてもらえました。“心で接する”とい
うことを教えていただいたことは、この
旅行で大きかつたなあと思つています。
親御さんの、本人さんに対する愛情も、
改めて深く感じました。そして、家族が
和やかに時を過ごせるような環境を一
緒に創つていくことの大切さを痛感しまし
た。草の根のように少しずつでも一緒
にやっつけていける人が社会の中に増え
たら・・・というより、こんなに素直な優
しさをもつた人たちがいることを、知ら

ないままなのはもつたないですね！
この2日間で感じたものは本当に大き
く、貴重な体験をすることが出来まし
た。活かしていけるようになるには、ま
だまだ時間がかかると思いますが、感じ
た気持ちを忘れずにながく添つていき
たいなあと思つています。また何かの際に、
声をかけていただけたらうれしいです。
本当にありがとうございました。



和歌山県の様子です* 日本自閉
症協会 支部メーリングリスト*

こんにちは。和歌山の久久保です。先般
開催された支部役員連絡会で報告いたし
ました発達障害支援センター整備にかか
る圏域の支援体制整備事業で、和歌山県
自閉症・発達障害支援センター「ポラリス」
の補完的な役割を担う田辺市での事
業で12月より相談業務を月2回程度実施
することとなりました。経過について今
年8月下旬に和歌山県障害福祉課の担当
者と私が田辺市やすらぎ対策課を訪問
し、上記圏域の支援体制整備事業を田辺
市で引き受けていただきたい旨要望し、
翌日田辺市の財政当局と打ち合わせの
後、受託の方向で進めてまいりました。
その後、8月中旬に9月田辺市議会への補
正予算案(通年5533千円)を作成し、
9月議会で承認、可決。10月1日(実
質的には10月4日)より、和歌山県自
閉症・発達支援センター「ポラリス」の
開設にあわせて、田辺市やすらぎ対策課
へデスクの設置、(田辺市より和歌山県
福祉事業団に委託)コーディネーターを
1名配置し、臨床心理士に相談業務の依
頼等進めてまいりました。このほど圏域
整備事業として相談業務を開始できるよ
うになりましたので情報として報告いた
します。田辺市における発達障害相談
支援実施について <http://www.w-hope.com/asw/nhk.htm>



てみました。センターの役割は決まっておりますけれども、設置目的につきまして、奈良県の現状については、始めに申し上げたとおりであります。発達障害者を支援するための集約的な機関がないという現状認識を持ってあります。センターの必要性といたしましては、これまでに、団体の方々と発達障害者の支援ということとは話をしてきたわけでございます。国の発達障害者支援センターの動き、1の年度には発達障害者支援法ができる中で、ますます奈良県でも本場に必要なものという理解を得られて、県庁全体の中でそういうコンセンサスを得られまして、この度こういう運びになったわけです。

まず、センターというのは普及啓発をするという使命は大きなものがあります。そういうことをするとともに、発達障害者が生涯に渡って、地域生活を送るために、本人やその家族、どのような支援が必要なのかという様々な関係機関による支援がより有効に発揮されるよう、そういったコーディネートの役割というのを理念としてやっていきたいと考えております。

それから、ページをめくっていただきまして、センターの役割として、一つは関係機関との連携というものは非常に重要であって、その連携を基に、色んな機関と力を合わせて発達障害者の方、家族

の方々を支援していく体制が大事であるということ。それから、センターの役割として、色んな情報が集積されており、そういうことを発信していける、それが結果として、皆さん方のお役に立てるもの、発達障害者の方々をサポートできるもの、情報センターという機能をもつもの。それから、人材育成という役割であります。色んな関係する機関、直接支援する人たちに対する指導なり助言、もう一つは専門性を高めるための研修をやっていく、こういうことをしながら人材の育成をしていかなければならない。大きな柱として3つにまとめさせていたでいてあります。

次に資料ですが、前回の検討会議の中でも色んな課題がある。とうとうこつとで、当面の課題、中・長期的なもの、将来に向かかってやらなければならないものを整理をしてみようという意見がありましたので、やらなければならないものはいっぱいありますが、すぐに全てができるというわけではございませんので、段階的にどういったことでやっていかうかということ、早期発見・発達支援という分野としましては、すぐにもやらなければならないものとして、関係機関との連携、連絡調整会議の開催、もう一方、早期発見・発達支援に携わる機関に対する普及啓発はやっていかなければならないと捉えています。また、次の段階

としまして、発達障害児や保護者に対するキャンプをやりながら、支援技術を習得してもらえようかな催しはできないか。それから、センターに全て来られるというのではなく、センターから出かけていく、という巡回的な指導・支援という方法も考えていかなければいけないと思います。また将来的、そんなに先でも困りますが、大きなテーマといたしましては、早期発見から就労という障害に渡る一貫した支援をどのように構築するか、ということをもとめていく必要があるのではないかという整理をしていきます。もちろん、第1ステップが来年で、第2ステップが再来年という意味ではなく、概念的にできることからやっていく、整理をしながら、大きな将来を見据えけないことを書かせていただいたわけです。

就労支援としては、一般就労に向けた取組ということで、企業側、企業で就労するための訓練的な援助体制について、どのような必要があるのか。真剣にやっていくことが重要という整理をしております。

それから、センターに全て来られるというのではなく、センターから出かけていく、という巡回的な指導・支援という方法も考えていかなければいけないと思います。また将来的、そんなに先でも困りますが、大きなテーマといたしましては、早期発見から就労という障害に渡る一貫した支援をどのように構築するか、ということをもとめていく必要があるのではないかという整理をしていきます。もちろん、第1ステップが来年で、第2ステップが再来年という意味ではなく、概念的にできることからやっていく、整理をしながら、大きな将来を見据えけないことを書かせていただいたわけです。

就労支援としては、早期発見・発達支援と同じですが、当面の課題としては、関係機関との連絡調整会議等の開催でありましたり、特に企業等に対する普及啓発はすぐにやっていこう。次の段階としましては、提案ですが、関係機関との共同就職相談会のようなものを開催できないか。また、企業等との情報交換ということで、企業への就労についてはどういう課題があるのか、お互いに情報交換をしてはどうかという提案。それから、

就労支援としては、一般就労に向けた取組ということで、企業側、企業で就労するための訓練的な援助体制について、どのような必要があるのか。真剣にやっていくことが重要という整理をしております。そういうことで事務局側としましては、資料3・4につきましては、今までの意見等を参考にしながら、今の時点での考え方を整理したものです。皆様ご意見ございましたら、遠慮なくお教え願いたいと考えております。

就労支援としては、一般就労に向けた取組ということで、企業側、企業で就労するための訓練的な援助体制について、どのような必要があるのか。真剣にやっていくことが重要という整理をしております。

そういうことで事務局側としましては、資料3・4につきましては、今までの意見等を参考にしながら、今の時点での考え方を整理したものです。皆様ご意見ございましたら、遠慮なくお教え願いたいと考えております。

〈飯田座長〉ありがとうございます。事務局から第2回目の分科会の報告と発達障害者支援センターの運営についての概略・イメージを説明いただきました。この点について、ご自由に忌博のないご発言をお願いいたします。

〈横井委員〉非常によくまとめていただいて分かりやすかったと思います。連携が大事で、コーディネーターとしての役割ということですが、奈良県の社会資源が乏しいわけではない現状の中で、連携するといっても数しれているという部分があるのではないかと思うので、そういった意味でのコーディネーターの役割というのですが、ある程度直接療育する、例えば、直接療育するような機関の組織化していくようなシステムですね。こういう地域にこういう直接療育する場所が少ないという現状が現れたときに、それ

がセンターとして単に連絡調整で「それでは仕方ないですね」で終わるのではなく、それが県にフィードバックされて、こういった施策に展開するのかが見えないと、お話し合いはするけど、進まないということになりかねないかな。と思います。あくまでコーディネーターとうたっておられるが、各地府県でもセンターはコーディネーターでなく、直接療育しなければいけない現状がありますので、直接療育はしない。ということですが、ターゲットするの、もしくは、一時的に直接療育するのか、北和・中和・南和ブロックを決めて、機関・施設に委嘱していくというシステムをとるのかというメカニズムが明らかになっていないので、その辺が発展性がもう少しほしいなと思います。したが、皆様どうでしょうか。

〈飯田座長〉ありがとうございます。今の意見について、事務局で何かあります。か。

〈中課長補佐〉貴重な意見として大変ありがたいと思っています。実際の事業展開に付きましてもう少し詰めていきたいと思っています。この時期にと思われれるかと思いますが、基本的にはできることはやっていくことやっていきたいと考えています。センターが直接支援がメインになってしまいますと、そればかりに負われるという危惧もあります。例えば、今年については、この地域をモデル地域

で巡回して、そのの教室が他の教室に伝えていく、色んなバリエーションを考えていかなければいけないですが、今の時点ではそこまで詰めきれなかったという状況であります。

〈飯田座長〉ありがとうございます。他に。

〈前川委員〉

意見に関連してですが、このセンターの機能を教えていただきたいのですが、私も児童家庭センターを10年ほどしていますが、立場は違うがやっていることは一緒だと思われれます。その中で児童家庭センターの職員は直接処遇に関わらないようにということですが、施設の職員が援助してきて直接処遇に関わることは異論はないということでもあります。資料の3にありますように色んな研修や啓蒙はセンターの仕事ですが、それ以外にでてくるのがケースだけでなくケアなんです。今、うちは知的障害児のショートステイをしていて、その窓口をセンターでしています。その上からしますと、親の一番の希望はなんか合うた時にケアしてほしい。抱えてほしい。という希望がある。ところが、現実センターの職員はできないので、知的障害児の介護支援制度を作りまして抱えさせていたでいております。今、受容が多く一日7名、年間2000人来られています。毎月1日にいっばいになってしまふ。基準では

ショートトの職員の数は2.5人で1人とか決められてて、現実7人ですけど、3人の常勤と3人ほどの助手を入れていっばいです。現在の支援費制度になって経費的に3分の1の経費の赤字になっていきます。前は、県でしていた中では赤字ならなかった。市町村に移行してから1000万で3000万の赤字になっていく。前は泊まりがショートステイでしたが、支援費制度になってから、市町村が認めれば昼だけでもショートステイとして預かってよいということ、パターンとして二階堂養護学校の帰りにバスがうちまで来てくれて、仕事空いたら親が来るということになっていきますので、仔鹿園さんなんかは、部屋が空いています。職員を確保していくのは難しいと思います。いわゆるセンターとして、いわゆる相談事業として発足していく場合には問題ないと思えますが、ケアがないと絵に描いた餅で機能しないと思います。その点は考えてやっていかなければいけないと思います。

〈飯田座長〉

ありがとうございます。発達障害者支援センターは相談業務がケアなんですけれども、これは、その中でできますが、ショートステイでできるような施設を作ると今までは今のところは考えていないと思いますけど、今後色んなニーズが出てくると思いますので、皆様から色んな意見をお伺いしながらということになると思います。

〈前川委員〉そこまで考えてないとおっしゃいましたけど、自閉症のお子さんはおられるので、いずれ考えるのでは、いつまで経っても解決できない問題と断言はできません。そういうものができたら、なんとか抱えてほしい。当然されるのであればスタートの時から考えてやってほしい。

〈飯田座長〉ありがとうございます。

〈D.H.Dの会〉資料2の関係図の中に

第2回の時の資料には入っていたのですが、今回抜けているのかな、と思うのですが、素人ながら一生懸命にやってきている、実際その子を育てている強みというのか、それなりの連携はしていけると思うので、是非この中に入れていただきたい。

〈飯田座長〉これは、是非入れていただければならない。事務局の方の失態だと思おうので、入れておいていただきたいと思えます。他に何か。

〈辻村委員〉資料4の2枚目の事業展開イメージ実の2段目のところですが、関係機関と共同で就昭談会の実施とあるが、こういうことを想定しているのかお伺いしたい。

〈飯田座長〉事務局の方お願いします。

〈中課長補佐〉実はまだはつきりとしたイメージは持っておりません。色んな形で企業側の求人の方々と、就労をさせようという方々と、それを訓練に結び付けよ

うとする方々が一緒に就職をするためにどういことが必要なんだろう、企業側のニーズはどこにあるのか、働きたいという人はどういところ働きたいか、というようなことを一堂にざつくばらんに話し合いができたらなあと思つています。

〈辻村委員〉それに関わつて、障害者の方々のハローワークの方々と共催というか連携を取りながら、就職面接会といった、イベントではないけれども、企業さまと就職を望んでいる障害者の方々が一堂に会して開催はしていますけれども、これは広く障害者の方々という形で行つていきますので、ここでいう相談会は発達障害者を対象にしたものだと思いますが、この辺については、連絡調整会議で議論をしながら進めていかなないとなかなかそういつた方だけの面接会は難しいのではないかと今資料を見ていて感じたところですよ。

〈自閉症協会〉今日、話し合いとしては最後になるので、きちんと基本的なことは決めておかなければいけないと思つんですが、要するにセンターの道営、経営、人・物・金のことでですけど、今までの話でいくと関係機関との連携ということで、関係機関の中で努力するという、新たに家立てるのではなく、古家を借りてきてやろうということ、奈良県としては仕方ないとおもいます。今後どうやっ

ていくか、4人で発足するんですか。それですつといくのでは、ニーズからしてかけ離れている。11月に京都市が発足します。そこは、既存のものとして児童福祉センター自閉症発達外来というのがあつて、門先生がされていますが、そこは職員が医者さん入れて10人、それが17人と入れていたり、市単位でしている。場所も二条城の近くのたいけん小学校の廃校舎を全部施設にしている。それも、去年まで、支部の会議でそういう話もなかつたのに、計画が出たらすぐ動ける。それに比べると何か寂しいという気がして言つていのですが、いわゆるセンターを経営していくための基盤という将来的な展望を県としてどうもつておられるのか。将来的に発展していくという展望が見えるのか見えないのか、これでいきます。というのであれば、色々考えないといけないことがあります。前川委員が言つておられたように、前川委員のところを努力して、そつちに予算がいくのならいいけど、それも無しとなると共倒れになると思ひます。

〈飯田座長〉事務局からお願ひします。〈中課長補佐〉少なくとも発展はしていきたいと思つています。ただ、発展というのには、2つ3つあつて、職員や施設が立派になるといふこともありますし、センター自信が色んな活動の中で実績を上げて、そのセンター自信の効果が上が

るといふこともあります。もちろん、それを含め全部発展するのがいいのでしようけど、今の私どもの立場で将来に向かつて、5、6人にしますという約束はできません。そういう発展を望まれるのであれば、寂しい思い、お怒りになるかもしれませんが、それは難しいと思ひます。ただ、奈良県として発達障害者支援センターを作るといふのは、自己満足かもしれないませんが、精一杯の頑張りだと思つております。ただ、後はセンターが与えられた条件の中で、うまく機能できるように少なくとも今までの相談支援センター的なものつていふのは、委託したら後は知らないという形でしたが、県も一緒になつて、お金を出せないのであれば、例えば人、我々が協力をするということ、そういう意味では発展をさせていきたいと思つています。

〈飯田座長〉他に何か。〈前川委員〉私どものところも県の委託事業で、定員が決められて単価も決まっているが、毎年、下がつていふので、色んなところで問題がでてくるので、県で予算を確保していただきたい。▶人常勤というところで、必ず増員を、内は今1人の常勤と2人の非常勤ですが、2人の非常勤ではやつていけなくて、3人常勤にしても色んな面がありますので、やつていられるとしたら、職員の確保も十分にやつていたかないと段々下がつていく

と大変だと思ひますのでお願いいたします。〈飯田座長〉前川委員から県の方は是非とも予算を確保するようにとの話でありました。

〈知的障害者施設協会〉施設協会の代理の藤井と申します。自立支援法の中で発達支援というのも法律の中に入るんだろと思ひますけれども、難病も入ると思ひますが、なかなか難しい問題を持つてまして、発達支援センターができるということで、発達支援の方の支援がそのままいか、一定のコーディネーターだとか相談窓口はいけるということですが、それがそのままいけるかどうかは、また別の問題と思ひます。私は施設側ですけど、ショートステイに現在は発達障害の方は支援の対象になつてこりませんから、今後、自立支援法の中に入るということで、若干、支援費が組み込まれてくるという可能性がある。けれども、事業主でLDやADHDの方を受けるといふ社会的ニーズがあるかどうかはまだ難しいところがある。学校教育の方は、特別支援教育ということができて、障害児学級なり特殊学級という形でありますけれども、まだ、デイサービスやショートステイや先程でました就労の問題という点では、現在は対象になつていませんし、発達支援センターの岡本さんが中心になつて県民的な啓蒙していただく、県も社会的な啓蒙をしていただく、同時に社会資源と

して、対象の人たちのデイサービスとかショートステイとかヘルパーとかの事業主の問題をそのようにするかを抜きしてはいかない。そういう意味では、支援センターは一定のコーディネーターをする窓口になるということですが、人の中で自己完結するわけにいかないでしょうし、そこでショートステイやデイサービスの事業をするわけにいかない。それは、民間に渡さなければいけない。そこへどうしていくか。一つは県民的な大きな問題だろうし、ここの発達支援センターと県の行政機関、あるいは先程でました就職説明会にしてももともとと議論していく必要があると思います。京都の話を河村さんがされていきましたけれども、奈良でもあゆみさんがショートステイやっておられますけど、単価が低いわけです。だけれども、発達支援の人たちははざまに置かれているということで、今度、自立支援法の中に入るでしょうし、今後の検討されます障害者基本法の中に多分明記されると思うのですが、まだまだ難しい問題があるので、どのようにやっていくかということ、一つは発達支援センターを窓口にして、一定の長期的な計画をもって、多分これだけでなく難病とか障害の種類は増えてきます。現在、日本の知的障害者の数は約15万と言われていますけれども、欧米から言うといつ少ないのではないかといわれてい

るくらいなので、多分増えてくると思います。その時に、都市化の奈良県の中で発達支援の方に社会的資源をどう、いわゆる公的なこと民間、団体、NPO等とやっていかないとセンターだけでは難しい。誰が音頭とるか難しい話で、社会のあり方の問題、今は90%程度ですが10%近くになる障害をもつ人の施策をどうしていくか、発達支援センターがだされて、県が長期的に展望を立てていただかないと、学識経験者の方にその点で議論していただかないと無理と思います。長期の問題、単価の問題、支援費の問題等々含めて、人、金、サービスを含めて総合的に検討する必要がありますのではないかと思います。

〈飯田座長〉今のご意見の中で大事なことは、知的障害を持たない発達障害者の人が、きちんとした手帳を持っていないために、色んな支援を受けられない状況にいるということ、発達障害者支援センターができたからといって、そういうふうにならないので、その人たちに支援できるようにしていくかは、重要な課題だと思っています。何か他に。

〈寺田課長〉今、本当に大きな重要な問題を提起いただきました。自立支援法が今国会で論議をされ、おりますが、これが通りますと、3障害、発達障害を含めましてサービス基盤をいかに整備していくかは大きな課題になってまいります。

これが通りますと、市町村と県で全体の基盤整備の必要量、見込を福祉計画ということで定めると中に盛り込まれているところ。県では長期計画2005を定めまして、あれは10年間の長期計画ですけれども、立支援法では3年間と更に期間が短く、具体的な基盤整備の目標量を定めるといこと定められているところです。色々お知恵を借りながら、市町村とも相談しながら、県の方も努力しなければならぬと思っています。

〈飯田座長〉ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

〈櫻井委員〉先ほどから、発展、直接支援する枠組みをどのように保障していくかを長期的に示せということで、私は第1回目から申し上げていましたが、センターはコーディネーターの役割に徹するというところで展開される予定、当然、それはしかるべきだと思いますが、現在の高まるニーズとしては、直接支援のニーズが高い。そういうところで、色んな現場のスタッフでできることはやっていきたいということでしたが、おそらく直接支援をやっていくかざる得ないと思います。ただ、増員とか単価の問題に触れられていたと思いますが、今の現状から考えて直接支援については、受益者負担せざる得ないと考えます。何でも無料でやるということ、かえって良くないこと

が多くて、ある程度コストを取らざる得ない、それで、増員に繋がるとすれば、それによって、発展ということを導くことはできると居います。コーディネーターの機能として4人の方々がサービスを提供する場合は無料になるのかというのが一つの質問です。それが、直接支援のために、4人から10人、20人と増えていくことが、財政的なこともありすし、いわゆるコストを取っていく方が発展のスピードが加速するのではないかと考えますが、その辺の県のご意見をお伺いしたいと思います。

〈飯田座長〉県の相談業務でお金を取ることができるといことですが、〈中課長補佐〉実は、昨年の県の予算要求の時も、その辺、取れるのか取れないのかということを議論しました。それで、全国に調査をかけたところ、中身まできちんとしていませんが、センターで有料でやっているところはなかった。です、今の予算の中で自己負担は反映をしていません。ただ、先生がおっしゃったように、本当にどこまでの範囲、プラスαの要素については、取らせていただいてもいいのではないかと考えていますので、その時には、仔鹿園との相談の中でこういうケースは取ってもいいとか、これは無理かなという整理は今後必要になつてくると感じています。

〈櫻井教授〉いわゆる相談業務は有料化しにくいと思います。直接支援は継続性

<p>が高くなります。成人の方でも、就労の職場の方呼んで説明したり、その経過を追っていくという形になりますので、最低、半年から1年くらい月2回くらい時間をとらなければいけない。学齢期の場合であれば、SSTを求められる場合もありますし、訓練的な要素で週に1回来てもらおうということもあります。直接支援というのはコストに載せないと難しいと思います。先程、調査でセンターではお金を取っていないということでしたが、センターでは取っていないとしても、同じ法人内で別枠で取っているんです。そういう形で発展には加速するので、県としてどういう戦略で、直接支援するところをここに別部署で立てて、有料化していくという戦略が見えてこないの、話し合い、調整会議でどう機能するのかということがありますので、センターではお金取らないですけど、同じ法人内でも別部署で、そういう戦略はどうでしょうか。</p> <p>〈飯田座長〉 岡本園長にお聞きしたいんですけど、仔鹿園でされている療育はお金をとっているんですか。</p> <p>〈岡本委員〉 あれは地域療育等支援事業の中でやっている分はお金をとってない。相談については無料です。今お金を取っているのは実費で、保育材料費、チェックリスト代とかしかいたっていない。でも、おっしゃるようにセンター</p>	<p>ではそうだと思いますけど、河村さんもおっしゃっていたように発展しないのかというと、発展させていくことには、お金が必要なので、どうやって低コストで利用していただけるのか、広い範囲でニーズに応えられるのかという辺りについては県も考えておられるでしょうが、事業をしている私たちの問題かなと思います。いくらのお金をとってこういう事業やりませんか。とは県は言わないと思いますので、後は、近隣の発達支援センターのやり方を勉強させてもらって、奈良県という仔鹿園がやれるセンターの付随された事業とかは考えていけるかなと思います。具体的には今おっしゃった外来の療育相談は無料だと思います。それに付随するレスパイトだとかショートステイとかは別の事業と考えていければ、人数も増えていくと思います。当初は4人でやらないと予算もそれしかないで、人数を増やすと事業が少なくなってくる。皆さんが考えているサービスクが少なくなってくる、研修にしても啓発活動にしてもお金がいるので、そこにも事業費を充てないといけないので、人件費ばかりでお金費やすことはできませんので、4人でスタートさせて拡大させていく方向で考えています。</p> <p>〈飯田座長〉 ありがとうございます。既に色々と考えていただいております。仔鹿園の療育、長年のもの凄い蓄積で非</p>	<p>常には信頼を得ている、療育そのものにもちゃんとお金をとった方がいいと思ってるのですが。そうすると、市町村の療育教室も受益者負担として、お金払う人が、その療育教室に待たずにどんどんいけるのであれば、その方が待っているよりも少しくらいお金払ってもすぐに療育してもらおうことの方がメリットがあると思います。是非とも稼げるように何かお考え下さい。</p> <p>〈LD親の会〉 視点を变えて、センターの役割というのは生涯に渡ってということと、一つのポイントだと思えます。実は、連携、情報発信、人材育成の3つの役割では生涯に渡ってという点で弱いと思います。というのは、ライフステージにおいて色々な、例えば早期発見の部隊、療育の部隊、高校・大学その後の自立、就労の問題、その場その場のぶつ切れではないけないというのが、分科会でも大きなテーマになっていた。実は、そのポイントをクローアップしていただいて、言葉はどういれるかにはありますが、生涯に渡ってその人を支援するカルテ、記録、それに対するフォロー体制を取っていくという項目を一つ大きく入れていただく。仔鹿園からあおはに紹介したというので終わりではなく、その後どうなっているのかがある程度になった時にはどうなっているのかを追跡できるものをセンターが持つということの中</p>
<p>に盛り込んでいただきたい。それはどういう風にかき加えるかはありますが、要するにセンターの役割は相談を受けた方の生涯に渡ってのフォローをしますということをきちんと目的の中に入れておいていただきたいと思います。</p> <p>〈飯田座長〉 事務局でご検討ください。他に何かありますでしょうか。</p> <p>1月から早速立ち上げるわけになるんですけど、実際に運営を立ち上げる仔鹿園の園長から、現段階の状況とか今後のスケジュールについて何かありましたらお願いいたします。</p> <p>〈岡本委員〉 手元にお配りいたしました私どもが作りましたスケジュールです。前回は何も示しがないということで指摘いただきましたし、のんびりされているという指摘もありましたので、どう動いているかはこの文章だけでは伝えきれないとは思いますが、一応日にちを迫ってスケジュールを決めさせていただいております。予定ですの変更はあると思いますがご了解いただきたいと思います。今日の検討会議の意見をもちまして、明日、法人内の協議会をさせていただきますことになりました。主に人事のことの決定になります。法人の協議会については、1回目は8月にしています。先生、法人内の施設長1名、うちの施設</p>	<p>に盛りに書いていただきたい。それはどういう風にかき加えるかはありますが、要するにセンターの役割は相談を受けた方の生涯に渡ってのフォローをしますということをきちんと目的の中に入れておいていただきたいと思います。</p> <p>〈飯田座長〉 事務局でご検討ください。他に何かありますでしょうか。</p> <p>1月から早速立ち上げるわけになるんですけど、実際に運営を立ち上げる仔鹿園の園長から、現段階の状況とか今後のスケジュールについて何かありましたらお願いいたします。</p> <p>〈岡本委員〉 手元にお配りいたしました私どもが作りましたスケジュールです。前回は何も示しがないということで指摘いただきましたし、のんびりされているという指摘もありましたので、どう動いているかはこの文章だけでは伝えきれないとは思いますが、一応日にちを迫ってスケジュールを決めさせていただいております。予定ですの変更はあると思いますがご了解いただきたいと思います。今日の検討会議の意見をもちまして、明日、法人内の協議会をさせていただきますことになりました。主に人事のことの決定になります。法人の協議会については、1回目は8月にしています。先生、法人内の施設長1名、うちの施設</p>	<p>に盛りに書いていただきたい。それはどういう風にかき加えるかはありますが、要するにセンターの役割は相談を受けた方の生涯に渡ってのフォローをしますということをきちんと目的の中に入れておいていただきたいと思います。</p> <p>〈飯田座長〉 事務局でご検討ください。他に何かありますでしょうか。</p> <p>1月から早速立ち上げるわけになるんですけど、実際に運営を立ち上げる仔鹿園の園長から、現段階の状況とか今後のスケジュールについて何かありましたらお願いいたします。</p> <p>〈岡本委員〉 手元にお配りいたしました私どもが作りましたスケジュールです。前回は何も示しがないということで指摘いただきましたし、のんびりされているという指摘もありましたので、どう動いているかはこの文章だけでは伝えきれないとは思いますが、一応日にちを迫ってスケジュールを決めさせていただいております。予定ですの変更はあると思いますがご了解いただきたいと思います。今日の検討会議の意見をもちまして、明日、法人内の協議会をさせていただきますことになりました。主に人事のことの決定になります。法人の協議会については、1回目は8月にしています。先生、法人内の施設長1名、うちの施設</p>

<p>の職員2名、経理担当の事務職が1名で開催させていたことになっておりま す。それと、天理療徳院の会長さんに迷 惑かけましたが、20日に奈良県の児童 福祉連盟があすなる学園と名古屋のさわ らび学園に見学に行かれるのですが、一 緒に参加させていただくことにいたしま して、あすなる学園の支援センターに連 絡しまして、話を聞かせてもらうことにな っています。31日ですが、アクト大 阪にご了解いただきまして、事務所にお 伺いして色んな話を聞かせていただこう と思います。11月中旬に施設整備をいうこ とで、センターの事務室の改築をしたい と思っています。10月中旬に人事を明日ほ ぼ決まると思うのですが、仔鹿園の職員 を1名、センター準備室に配属いたしま した。今日来ていますが、ソーシャル ワーカーの資格をもっていますので、後 の職員は明日以降ということになってい ます。11月12日は職員研修会というこ とで、園の職員にセンターのことを分かっ ていない職員もいますので、全部に行き 渡るように研修会を開きたいと思ってい ます。配属されるセンターの職員につい ては、研修会の勉強会を随時開かせてい ただきますので、記載していません。12 日には事務室が改装完了予定です。完了 しましたら、備品も考えて購入していき たいと思っています。19日には第3回 の協議会を開きまして、事業計画、実施</p>	<p>方法などをもう一度再度法人内で検討し たいと思っておりますが、時間がありま したら、県も出席いただきたいと思っ ています。25日には職員研修会、11月中に パンフレットとITの接続を色んなこと ろの情報を得たいので11月中にと思っ ています。仔鹿園とは別にFAXも引きま すので、皆さんに周知させていただきた いと思っています。記念のシンポジウム を聞かせていただきたいと考えています が、これも検討したいと思います。12月 5日から16日に相手方と連絡を差し上げ ながら実務担当者との連絡調整会議を 開かせていただく予定をしております。 12月の下旬にはセンターの設立につい ての周知ということで計画をしております 。来年1月、日程はまだ決まっていま せんが、記念のシンポジウムを考えてい ます。人事については、ご意見をいただ いていましたので、法人内の理事、理事 長あたりと検討していきたい、県とも話し合 いを詰めていきたいと思っております。 当面の予定でありますので、先生方でこ ういうこともいろいろがありましたら、ま た、教えていただきたいと思えます。 〈飯田座長〉ありがとうございます。 園長の方からスケジュールについてご説 明いただきました。何かご質問とかご意 見あります。</p>	<p>めの情報収集はどこに入るのかと、例え ばどこでどういうことをやっているとい うのを振り分けていかなければコーデ ィネットの意味がないと思うんです。ペ アトレはどこでやっているなど、情報の収集 が一番大事だと思うのですが、その辺の 記載が一切なかったのですが、その辺は どうなっているんでしょうか 〈岡本委員〉細かなところの情報収集が もう始めています。専属の職員の配属を 言われましたので、少しずつ、支援セン ターをまず知ってもらおう勉強をしてもら うこと、同時進行として情報を集めてい こうと思います。今言っていた席いた でお願いですが、私はこの会に出席いた だいて皆さんの顔も知っていますが、後 の3名も皆様と面識があるようでないよ うなことです。突然に電話してこ のとお聞きしたいとか、出向かせて いただいて資料いただけないかというこ ともあるでしょうが、失礼なこともある でしょうが、その辺りをご協力いただき たいと思います。メールアドレスを教え ていただければありがたいです。情報を 収集しなさい、探しなさいと言われるだ けでなく、こんなありますよ。 と教えていただくとありがたいと思いま す。この会議の最初に支えてくださいと 言ったと思いますが、もっとこんな風に したらいいよ。これあげるから。と言っ ていただくのが本当にありがたいと思っ</p>
<p>ています。皆さんのところに行かせてい ただくこともあると思います。何かの会 議の時に厚かましくお願いするかもしれ ませんが、その辺はよろしくお願いしま す。早速始めますのでよろしく願いま す。</p>	<p>〈飯田座長〉岡本園長ありがとうございます ました。出席の皆様方もどうぞ協力よ ろしくお願いします。それでは、最後に なりましたけど、岩坂先生からご説明お 願います。 〈岩場委員〉奈良教育大学の岩坂です。 奈良市の特別支援教育検討委員会の委員 としてお時間をいただきたいと思います 。お手持ちの資料に奈良市の特別支援 教育の在り方の中間まとめと2枚のもの 各関係者様というのを配らせていただい ています。なぜ、この場でといますと、 中間まとめは冊子で3月となっております が、実際は6月、予算の関係で配布数が 少なかった。パブリックコメントを求め たが、学校にしか配ってないので、肝心 な保護者に配ってない。ライフサイクル を見越して幼児期から就労に関わって くることにも関わらず、部数が増えなかつ た。ホームページもなかったの、こち らの会議にお願いしまして、委員の方、 代表されている方なのでその場で配らせ ていただくというふうにご厚意いただき ました。ということ、2枚組は僕が勝 手に公文書を改ざんしています。教育長</p>	<p>ています。皆さんのところに行かせてい ただくこともあると思います。何かの会 議の時に厚かましくお願いするかもしれ ませんが、その辺はよろしく願いま す。早速始めますのでよろしく願いま す。</p>

の公文書ですが、訂正線で消して網掛けは勝手に入れたもので、これは奈良市にはご了解いただいています。特に注意いただきたいのは、1、2番です。電子メールが一番合理的なので、それも受け付けさせていただけます。ご意見いただいてそれを反映して最終報告に向けたという会議を来週から始めますので、10月20日厳守でなくて、10月、11月始めに何か意見ありましたら、メール、FAX等でお寄せください。特に入船さんから意見ありましたが、個別支援のための相談ファイルに関して重要視してまして、連携が横の連携だけでなく、縦の連携もつなげていきたいということではありますので、個別支援ファイル、教育相詔ファイルというのが1ページから重点事項となっておりまして。それをもう少し強力にしていこう。きっと支援センターの方でもそういうファイルを作っていくでしょうから、それとも連携していけるようなファイルを作りたいと思っておりますので、色んな面でご意見いただければ幸いです。

〈飯田座長〉ありがとうございます。

本日は貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。ないようでしたらこれで議事を終了したいと思えます。本日ももちまして、発達障害者支援センター運営検討会議は終わらせていただきますが、センター設置後も地域や機関に

おける発達障害者への支援体制整備を図るために、皆様関係機関との連携は欠かせないものとなっておりますので、その節には引き続きご協力をお願い、したいと思えます。それでは、事務局に返ししたいと思います。ありがとうございます。

〈寺田課長〉本日はお忙しい中、色んな貴重なご意見いただきましてありがとうございます。この会議の中でも色々ご意見でございましたが、一応検討会議ということでは本日で終わりですが、色々皆様にお集まりいただいた意義があると思うのですが、今後何らかの形で続けていきたいと考えているところです。また、その節ご厄介になることと思えます。また、発達障害者支援センター1月に立ち上げということで、今後、その準備に入るわけですが、その際、先程からも話しましたが、皆様方に色々お願いなり、ご意見いただくことが多々あると思えますが、どうかよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。



奈良県立二階堂養護学校からの
情報です

○新年会の案内

- 1、日時 平成18年1月15日(日)
午前11時00分～午後2時00分
 - ・会費 1人1500円
 - 2、場所 二階堂養護学校(〒0743-64-3081 FAX 0743-64-2962)
 - 3、日程 午前11時00分～午後12時40分
昼食懇談
 - 午後1時00分～午後2時00分
 - 「ハーモニー・プラクティスバンド」演奏
 - 5、その他 17期生(平成15年度卒)の方々には、「成人式」をお祝いして、記念品をお渡し致します。
 - 6、申し込み 二階堂養護学校・進路指導部(和泉、吉野)まで、それぞれ電話かFAXで連絡してください。(1月10日締め切り) 昼食の手配がありますので、締め切り日は厳守でお願いします。
- ※「ハーモニー・プラクティスバンド」とは、辻本文子さん、松岡明日香さんを中心としたグループバンドで、主に養護施設を訪問し、ご活躍されています。当日は、歌あり、踊りあり、手遊びあり、楽しいステージを満喫してください。
- 当日の主な曲目
- ・カントリーロード、千と千尋の神隠し
 - より「いつも何度でも」ほか

サッカーチーム『プレゼンター』メンバー募集

・高等養護学校の卒業生を中心としたサッカーチームです。本校の卒業生も参加しています。

・練習日は日曜日の午前中が中心。場所 高等養護学校グラウンド(磯城郡田原本町)

・詳しい問い合わせ先 代表 黒田さん 090-7758-1519

鳥

取大学は、2006年4月、同大付属養護学校高等部に普通科の専攻科(b年制)を開設予定。定員はの名程度。初年度の1学年3人については、年が明けてから募集する予定。

・軽度発達障害を含む知的障害者の青年期・成人期での「自分作り」を実践し、学校から社会への移行を支援する。具体的には、買い物や食事作り、宿泊訓練などを行い、年金や家計方法を学ぶほか、ホームヘルパー級の資格や自動車運転免許が取得できるカリキュラムを組む。また、社会的なマナーやルールを身につけたり、犯罪被害や人権被害に遭わないための基礎知識などを習得できるような講座も考慮。そのほか、週一回は同大学で学ぶなど、同世代の交流や共に学ぶ場も設ける予定。将来的には、離職者を受け入れる短期コースを設定することも考えている。

支援者実践セミナー進んでいます!

これまで 自閉症理解の為の基礎講座やキャンプ・レクレーションという形で支援者の方にも勉強の機会を作っていました。今年さらには モデルの協力児と実際に療育教室形式で関わってもらったの研修という形で進めています。8月に仔鹿園での集中的な基礎講座とさらに実践的な研修を経て9月から子どもたちと一緒に実践セミナーを開催しています。講師はこれまで県外の先生をお呼びしての開催でしたが、今回は奈良県内のこれまでも一緒に勉強を続けてきた先生たちに協力頂いています。人数には限りがありますが、前半6回は年齢の低い子ども達対象に療育的な内容を中心に研修。1回目は子どもたちの事前調査やジグ・自立課題の準備をして 5回の療育実践を終りました。参加下さった受講生の方や協力頂きました、子どもさんと保護者の方には本当にお世話になりました。12月からは ソーシャルスキルを中心に計6回、中学生くらいの方をモデルにお買い物やファーストフード店・公共施設の利用などを通しての研修を計画しております。多少の見学は可能ですが希望の方は事前に連絡をお願いいたします。

掲載させてもらいました。皆様にも少しでも参考になりましたら有り難いです。

07443(3) 4755(fax)
m-ueshima@k2.dion.ne.jp 連絡先・上島

支援者実践セミナーに参加して

私は、8月の事前研修会と、9月から始まったセミナーに3回参加させてもらいました。

事前研修会では、数人の先生が初歩的なことから丁寧に教えてくださったり、個人的にいろいろな話も聞くことができ、セミナーをしていく上での知識十分に学ぶことができました。セミナーでは、全6回のうち、3回しか参加することができませんでしたが、毎回、学べるところがたくさんありました。内容は実際に子どもとかかわり、勉強やお買い物をしていくうえで、子供たちにどうアプローチをしていけばよいか、という形でしたが、部屋ひとつにしてもしっかりと構造化されていたり、子どもの個性にあう方法が考えられていて、すごく参考になりました。また、それを指導していく上で実際に子どもの伸びも感じることができるといことがすごくよかったです。今勉強していることもあり、少しでも知識がつけばいいなと思い参加させていたのですが、本当にいろいろなことを学ぶことができよかったです。ありが

とうございました。

支援者参加者 大橋昌代

9月から始まった支援者実践セミナーに11月まで5回参加させていただきました。

始まりの会、課題、お買い物、おやつ、歯磨き、終わりの会という流れでしたが、最初の見学の日に買い物だけして、自分で全部食べたことが、忘れられなくてずっと後々まで影響していました・・・。最初は椅子に座る事すら、難しい翔大でしたが、他の二人の子とおやつを分けなくてもいいことにしてもらって、3回目からだんだん慣れてきたように思います。いつも一緒に過ごしているだけでは、分からなかった所をみせてもらいました。課題に対する気持ちも最初は何故こんなことをさせられるの?という感じから少し楽しんで出来るようになりました。無理やりさせていた歯磨きも最後の2回は絵カードを見ながら自分で出来ました。回数はさばをよんできましたが・・・担当してもらった方にも遊んでもらったり、一緒に買い物をする事で信頼関係を築いていっている事もすごく嬉しく感じました。将来こんな感じで働いていくのかしらなんて思ったりもしました。定期的なこのような勉強会があればいいなあと思います。この度は参加させて頂い

てありがとうございました。

神鳥 夕子
神鳥翔大 5歳

今年の助成金事業の一つであります「自閉症児の自立生活支援指導者養成事業・自閉症児者生活支援実践セミナー」の前期の療育クラスにモデルの子供として、聖を選んでいただき本当にありがとうございました。みなさんと一緒に有意義な時間を過ごせたことは、私たちにとっては忘れられない思い出となりました。初めて教室を訪れたときは、期待と不安でいっぱいでした。彼自身もすごく緊張していて先生の指示に従うことに必死!という感じでしたが、先生方や役員の方々が聖の特徴にあわせて、優しく、丁寧に配慮してくださったので、彼もすぐに慣れて とても楽しく取り組むことができましたと思います。

療育教室は、始まりの会↓勉強の時間↓おかいもの↓おやつ↓はみがき↓終わりの会となっており、毎回スケジュールにそって行われます。そのスケジュールも一人一人別々に作っていたらいいので、絵や写真ですぐにわかるように構造化されていましたので、見通しがつき、わかりやすかったです。そのお陰で、彼は2回目にはスケジュール表を見ないでも、次の行動をおこせるぐらいになっていました。

勉強も個々の興味や取り組みたい内容にあわせての、手作り教材を用意してくださいました。聖は数字や色、形が大好きなので、紙皿と洗濯ばさみを使っての1から10までのマッチングや色塗り、形をわける作業など、毎回違う3つの課題をつくってくださいました。先生のやさしい指導のもと、彼自身とても楽しく根気強く取り組んでくれました。

次におかいものです。首から財布をぶら下げて先生と一緒にコンビニへ出かけました。その道中も、絵カードを使って、交通ルールを教えてくださいました。退屈な信号待ちも先生と楽しそうにしてた姿が印象的でした。

店に入るとかごを持ち 自分で商品を選び、レジでお金を払い、レシートとおつりを受け取るという作業も一人でやらせてもらいました。初めての時は、一人で面白い物ができたという喜びで教室に帰る道、スキップで喜んで帰っていききました。私も少しずつですが自立していく息子の姿をみれてうれしかったです。

ほかにたくさん内容やエピソードがありますが、文面ではすべてを伝えきれなくって残念です。今回は 私自身とても充実した内容のセミナーをうけることができ、本当によかったと感謝しています。実際 家庭生活において、構造化といっても、どうやって取り組めばいいのか、わかりませんでした。今回 実践教室

に参加して、すこしは理解することができたと思います。絵カードや写真をつかった視覚的な情報をうけることで、理解が進み、よりスムーズに行動できるということを教わりましたので、これからの療育に役立てていきたいと思っています。ありがとうございました。

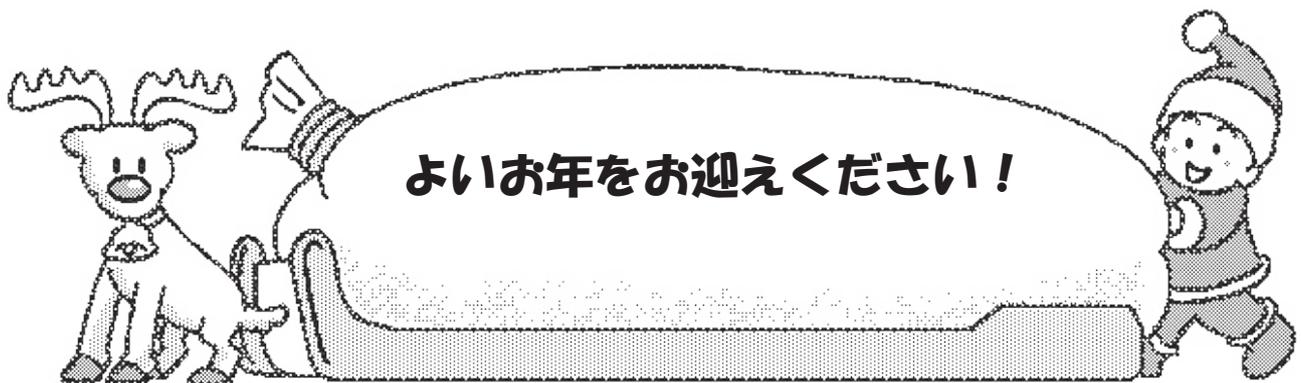
療育部 金子 真由美 聖



事務局より

☆12月3日、日本発達障害ネットワーク設立総会&記念フォーラムが成蹊大学4号館&8号館にて開催されました。日本自閉症協会は全国団体としてJDDネットに加盟しますので、支部単位での入会申し込みは必要ありません。本部から、「発達障害者支援法の施行にともない、全国各地でLDやADHDなどの発達障害関連団体との連携が始まっているところも増えてきています。皆さんの地域でもぜひ関連団体との連携をよろしくお願ひします。」とのことでした。

☆11月30日、日本障害者フォーラムJDD小川会長ほか22名の代表が以下の要望書を川崎二郎厚生労働大臣に緊急要望書を手渡しました。生活保護費分の財源移譲に関する全国知事会からの「支援費」と「施設整備費」などを充てるという提言については支援費については影響なし、施設整備費関連については公立の一部に影響が出るものの民間は影響がないとのこと。ただし来年から第二次の三位一体改革が始まり状況は変化する可能性がある。三位一体改革に組む込まれることを回避するための義務的経費化であったが、今後をしっかりと見ていく必要があります。



☆つながり際は2006年5月21日(第3日曜日) 予定です。

☆奈良YMC A講座軽度発達障害児・者への関わり方 LD・ADHD・高機能自閉症等の理解のためにー2006年1月29日10時30分～15時30分

奈良県文化会館小ホール

講師：竹田契一・花熊暁

250人定員

事前予約電話 0742-44-2291fax0742

44-2292

☆平成18年NHK自閉症ハートフォーラムin奈良2006年6月18日(日)なら100年会館を予定。

■開催趣旨：

知的な障害や発達障害を持つ人々が地域で安心して暮らすためには、権利擁護(アドボカシー)のシステムを整えることが必要です。具体的には、障害のある人を取り巻く周りの人々の理解と支援の輪を広げることです。また、本人自身も、自分で自分を守る力をつける(エンパワメント)ことが重要です。

アドボカシー・インストラクター養成講座
ー障害ある人が地域で安心して暮らすためにー

そのために効果的なのが、周りの人たちがや本人に対するアドボカシー・ワークショップです。このワークショップは、ローリンググレイや疑似体験を織り込むことで、障害をもつ人とその家族、および彼らを取り巻く周りの人たちに、彼らが地域で暮らしていく上で遭遇する様々な問題に対抗する知識、技術、および人のつながりを獲得してもらうことを目的とするものです。

本講座は、アドボカシー・ワークショップを行う人々(アドボカシー・インストラクター)を養成し、ワークショップを開催するノウハウを提供します。本講座を修了した人々が中心となって、それぞれの地域に帰って、い

ろいろなシステム内でワークショップを開催してくれることを期待します。障害のある人たちを取り巻く人々が、ワークショップに参加することで、障害に対する理解を深め、もって、障害をもつ人たちが安心して暮らせるためのネットワーク(セーフティネット)を構築していくワンステップにしようと企画しました。

アドボカシーとは、【advocacy】
主張。弁護。特に、権利擁護の主張。

■開催日時・開催場所

平成18年 2月23日(木) 大阪市

■開催規模 各30名

■参加費：無料(参加された方には、ワークショップ受講者用テキスト、アドボカシー・インストラクター用マニュアル及びワークショップ・パワーポイントプレゼンテーション用CDを贈呈します。)

■主催：プロテクション・アンド・アドボカシー・大阪

■後援：独立行政法人福祉医療機構(高齢者・障害者福祉基金)

■大阪開催

大阪府障害者社会参加促進センター

大阪市天王寺区生玉前町5-33

TEL 06-6771-4390

開催日 平成18年2月23日(木)

午前9時30分から12時30分

及び 午後1時30分から4時

締め切り 平成18年1月31日(先着

順で締め切らせて頂きます)

■問い合わせ&申込先

辻川法律事務所 大阪市阿倍野区阪南

町1-46-4

TEL 06-6626-2437

FAX 06-6626-2438

編集後記

12月号の発行が大変遅くなりすみませんでした。12月に入り典型的な冬型に天候が続きます。今年の冬は特に新型インフルエンザの流行が心配です。栄養をとってよく寝て体力をつけて、なるべく人混みをさけて自己防衛しましょう。